

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉田 学

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
吉場安行東京線	<p>川口市大字安行原字久保二一七七番一地 先から</p> <p>同市大字安行原字久保一九九八番一地先 まで</p> <p>(ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>	<p>平成二十七年十月十六日付け、埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予 定区域の一部供用開始である。延長一三三一・九 〇メートル</p>